

# 日本新生のための新発展政策（要旨）

平成 12 年 10 月 19 日

経済企画庁

# 日本新生のための新発展政策（要旨）

今次の日本新生のための新発展政策は、景気の自律的回復軌道の確立と多様な知恵の時代にふさわしい未来型社会への出発の二つを目的としている。

## 第1部 基本的考え方

### 1．景気動向の認識

我が国経済は、各種の経済政策の効果の浸透やアジア経済の回復の影響などもあり、企業部門を中心に緩やかな改善が続いている。しかしながら雇用情勢は、幾分改善したもののなお厳しく、消費の動向も一進一退の状況にある。このため、我が国経済全体としては、民間需要を中心とした自律的回復には至っていない。

加えて、雇用面に見られるミスマッチ、高水準な倒産件数・負債金額、地価や株価の下落、過剰設備・過剰債務の問題等景気への影響を考える上で気懸かりな点が現れている。

### 2．知恵の社会への飛躍

我が国が21世紀においても世界経済の主要プレーヤーとして、人類の繁栄と平和に貢献するためには、IT革命を先取りするとともに、循環型社会を構築し地球環境問題で他に先んじることが大事である。高齢化社会において活力と楽しさに満ちた世の中を形成することは、諸外国の先駆として全人類的貢献となる。また、我が国の地域構造は、知恵の時代という観点から見れば、立ち遅れが大きく、制度変更や基盤整備を急がなければならない。

### 3 . 取りまとめの基本方針

今次の日本新生のための新発展政策の主題は、21 世紀の多様な知恵の社会にふさわしい経済社会の構造と志向に向って、大変革期に乗り出すことである。

このためにも、急激な公需の落ち込みを避け、景気を確実に自律的回復軌道に乗せることが急がれる。この場合、それが永続力のある自律的发展につながるような構造的気風の改革の醸成を図ることが大切である。

時代を先取りした改革を推進するため、今次政策の重点は、IT 革命の飛躍的推進、循環型社会の構築など環境問題への対応、活力に満ちた未来社会を目指す高齡化対策、便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備の4分野に置くこととし、全体として事業規模1 1兆円程度の事業を早急を実施する。事業の実施に当たっては、地域経済の動向にきめ細かく配慮するとともに、万全の地方財政措置を講じる。

なお、中長期的な経済財政運営の基本方針の検討に向けて、必要なデータの整備やマクロ経済モデルの作成等の準備を進める。

## 第2部 具体的施策

### ・日本新生プラン具体化等のための施策

#### 1 . IT 革命の飛躍的推進のための施策

##### ( 1 ) E-JAPAN 構想の推進

- ・IT 革命の飛躍的推進のための基本的な枠組みとなる法律案の早期成立を期す。IT 国家戦略 ( E-JAPAN 構想 ) の取りまとめ

## ( 2 ) IT 社会の基盤となる制度、施設の整備、技術開発の推進

- ・制度改革（通信と放送の融合の進展に伴う諸課題、電気通信事業における競争政策の在り方等の課題への対応、個人情報保護に関する基本法制の立案、NTT 光ファイバー網の開放ルールの設定等）
- ・施設の整備（公衆インターネット拠点の設置、約 1000 校以上の学校の光ファイバー等高速アクセス回線によるインターネット接続、校内 LAN8000 校整備目標の 2 年前倒し、加入者系光ファイバー網の全国整備の実現等）
- ・技術開発の推進（IT21 推進プロジェクト実施の加速化、高齢者、障害者に使い易い IT 技術開発等）

## ( 3 ) IT 普及国民運動の展開を通じた IT 利用技能の向上策

- ・学校、公民館、図書館等を活用した IT 基礎技能講習の実施（約 550 万人程度）、IT に係る公共職業訓練等 IT 技能習得機会の提供（約 150 万人）、学校向けインターネット料金の低廉化の促進等

## ( 4 ) IT 利用の利便性と楽しみを増進させる施策

- ・最高水準の電子政府の早期達成（15 年度までの完全実施及びその前倒し等）、電子商取引拡大に向けた環境整備（書面法、株主総会の招集通知のインターネット利用等）、国民生活、産業活動における IT の利便性の享受（インターネットを活用した職業紹介の円滑化、IC カード等）、インターネット博覧会の推進

## 2 . 循環型社会の構築等環境問題への対応のための施策

### ( 1 ) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備、法運用の的確化

- ・広域的な廃棄物処理施設、先進的なリサイクル施設等の整備、ダイオキシン類濃度基準に適合させるためのごみ焼却施設の 신설・改造、電子マニフェスト制度システムの改善 等

( 2 ) 循環型社会構築のための技術開発等

- ・環境ホルモンのリスク評価、処理困難廃棄物のリサイクル・リユース技術の開発等ミレニアム・プロジェクトの実施の加速化、ディーゼル車等の自動車排ガス対策 等

( 3 ) 環境産業の振興と環境対応製品の普及

- ・資源の有効な利用の促進に関する法律の対象を自動車、パソコン等に拡大、使用済み自動車処理に伴うカーエアコンのフロン回収、住宅用太陽光発電システムの導入促進 等

( 4 ) その他

### 3 . 活力と楽しみに満ちた未来社会を目指す高齢化対応のための施策

( 1 ) 高齢者が楽しく暮らせる生活空間の創出

- ・公共空間のバリアフリー化 ( 駅のバリアフリー化の整備の加速化、その他の交通分野の整備目標の策定 )、住宅のバリアフリー化 等

( 2 ) 70 歳まで働くことを選べる社会

- ・中高年齢者を一定期間試行的に受け入れる事業主に対する支援、事業主が行う職場のバリアフリー化の推進 等

( 3 ) 高齢者の健康、社会参画のための研究開発等

- ・ミレニアム・ゲノム・プロジェクトの実施の加速化、メディカルフロンティア戦略の前倒し 等

( 4 ) 介護サービス基盤の整備

- ・ゴールドプラン 21 の達成に向け、特別養護老人ホーム、介護予防拠点等の整備の加速化、介護保険関連業務のペーパーレス化 等

( 5 ) 高齢者が安心できる制度の確立

- ・社会保障改革 ( 年金、医療、介護、雇用等生涯を通じた社会保障全般に

- ついでに横断的・総合的な見直し、確定拠出年金法案の早期成立等)
- ・情報化の推進など医療提供体制の整備

## 4．便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備のための施策

### (1) 渋滞解消への抜本的取組み

- ・渋滞ボトルネックの重点的解消(12年度までの100箇所に加え、13年度までに100箇所完了)、三大都市圏の環状道路の重点的整備、ETCの整備推進

### (2) 快適で活力ある街づくりの推進

- ・電線類地中化(12年度までに1300km)、街灯(同5000基)の整備
- ・歩いて暮らせる街づくりの推進、大都市居住者の通勤改善と既成市街地の再構築、都市産業の新生、ハブ空港・港湾の整備

### (3) その他

- ・不動産の証券化の促進、土地適正利用の推進、土地収用法の見直し

## 5．教育・青少年健全育成対策の推進

### (1) 学校施設の整備等

### (2) 育英奨学事業の充実

### (3) 保育施設の整備

- ・多機能保育所、ファミリー・サポート・センター

### (4) 薬物乱用防止対策

### (5) 青少年育成・更生対策

## 6．生活基盤の充実・防災のための施策

### (1) 生活基盤の充実

- ・下水道、集落排水等の効率的整備、地域高規格道路等の交通網の整備

## (2) 防災、災害復旧のための施策

- ・都市部における緊急的浸水対策の重点実施等防災対策の推進、最近頻発した災害の復旧事業等の緊急対策の早期実施

## (3) 住宅金融対策

- ・住宅金融公庫の融資枠の5万戸追加

# ．産業新生のための事業環境整備

## 1．ダイナミックな企業活動を支える企業法制等の整備

### (1) 企業法制の見直し

- ・ストックオプション制度の見直し、商法の抜本的改正

### (2) 構造変化に対応した雇用システムの整備

- ・円滑な労働移動の促進による雇用の安定を確保する観点からの雇用対策法等の改正、雇用のミスマッチ対策 等

## 2．創造的技術革新のための基盤整備

### (1) 大学の国際競争力の強化と競争的研究資金の拡充等

### (2) 産学官の連携を促進する人材の流動化の推進

## 3．中小企業対策

### (1) 金融対策

- ・一般信用保証制度の無担保保証の限度額を現行の5000万円から8000万円に引上げ、セーフティネットに係る対策の充実 等

### (2) 中小企業のIT革命への対応支援

- ・15年度末において中小企業の概ね半数が電子商取引を活用することを目標として、セミナー、研修に加え、中小企業者向けの標準的ソフトウ

エアの開発と提供 等

#### 4 . 金融システムの安定化・金融市場の活性化

( 1 ) 検査・監督体制の強化

( 2 ) 金融システムの安定化

( 3 ) CP のペーパーレス化等

#### 5 . 債権流動化の促進等

．その他

1 . 税制

2 . 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営